

# 独立行政法人国立健康・栄養研究所年度計画

平成 16 年度の業務運営について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 31 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人国立健康・栄養研究所年度計画を次のとおり定める。

平成 16 年 3 月 31 日

独立行政法人国立健康・栄養研究所理事長 田中 平三

## 第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 効率的な業務運営体制の確立

#### （1）効率的な業務運営体制の確立

##### ア 組織体制

##### （ア）組織の活性化

独立行政法人移行後、平成 13 年 5 月 15 日付け及び平成 14 年 4 月 1 日付けで組織の再編を行い、中期計画中の組織体制を整えた。また、平成 16 年 1 月 1 日付けで組織規程の一部改正を行い、寄附研究部を設置し、同年 4 月 1 日より産学官連携をより推進することとしている。

現在の組織は、重点調査研究業務に対応する形に組織を再編したものであるが、再編された組織の長所を十分に発揮するため、引き続き、部長会議や委員会からの連絡事項等については、必ず各研究系及び各部において会議を開催して周知を図るとともに、必要に応じて、部長等は、所員の意見や要望等を吸い上げ、部長会議等において検討する等、研究所内における情報の伝達や意見交換が円滑に実施できるように努めている。

また、重点調査研究及び基盤的研究事業によるプロジェクト研究のほかに、社会的ニーズ等の観点から、緊急性の高い課題に対して柔軟かつ迅速に対応するための、プロジェクト研究を実施している。

それらのプロジェクト研究及び法律に基づく業務を担当するリーダーについては、これらの研究業務のより一層の充実を図るために、部長以外の者も、部長会議の準構成メンバーとし、組織の業務運営に関する調整及び検討等に加わるものとしている。

##### （イ）委員会活動の円滑な実施

研究所の効率的な運営を図るため、各種委員会については、委員会設置規程に基づき、委員長及び委員を選任して、委員会の運営を行ってきたところであるが、平成15年4月以降に新たに採用された職員及び退職した職員がいることから、平成16年4月開催予定の部長会議において、改めて委員長及び委員を選任することとしている。

#### **(ウ) 柔軟な研究体制**

従来より、調査研究等の内容に応じて、組織にとらわれることなく、複数の研究部に所属する研究者が、共同で研究を実施する等、柔軟な対応を行っているところであるが、引き続き、内容に応じては、研究系又は研究部の枠にこだわることなく、それぞれの研究員の専門性を有機的に活用しながら調査研究等を進めていくものとしている。

#### **イ 研究者の人材確保**

当研究所では、研究所の活性化を図るため、研究者の流動化を促進するとともに、資質の高い人材を広く求めるため、研究者の採用は、原則として、部長職を除き、任期付・公募制とする方針を打ち出しているところであるが、これをより具体化する方策として、平成15年3月に策定した、「独立行政法人国立健康・栄養研究所における研究者の流動化計画」に基づき、引き続き研究者の採用を行う。任期付研究員については、任期終了時に個別評価を行い、任期を付さない形での採用のための資格審査を行うこととしている。また、平成16年4月からは、東京大学より応用栄養学研究部長を併任部長として招くなど、常勤の研究者に加えて、他の研究機関・大学等との併任人事及び特別研究員を採用することにより、必要な人材の確保に務めることとしている。

### **(2) 内部進行管理の充実**

#### **ア 内部進行管理**

重点調査研究等の調査研究業務の進捗状況の把握・管理のため、四半期毎に、各研究系及び研究部で担当研究者からの報告に基づき、意見交換を行った上で、研究系長及び研究部長が指導を行うほか、その内容について、部長会議で報告する等、役員及び業務運営の責任者が業務の進捗状況を把握し、適切な指導・助言を行うことにより、業務の効率的な推進を図る。

また、複数の研究員が共同で行う調査研究については、当該業務ごとに、理事長が責任者を指名し、進行管理を行わせるものとする。

#### **イ 研究業務評価**

中期目標を達成するために運営費交付金で行う重点調査研究、基盤的研究及びその他の研究プロジェクトについては、内部評価委員会において、中間評価を平成16年12月に、事後評価を平成17年3月に実施することとしている。

#### **ウ 運営費交付金以外で行う研究・業務等の運営・管理**

運営費交付金以外に、民間等からの受託研究費及び民間との共同研究等の競争的資金により行う研究業務については、従前より国及び資金配分機関等における評価が行われているところであるが、本研究所においても業務の円滑な実施という観点から、その進行状況及び成果を適切に把握し、研究所全体として

の業務配分、スペース及び人員の配置等を行うこととしている。

## **エ 個人評価**

中期計画を達成し、さらに、国際的にも高い水準の研究開発を行うためには、研究員の自発性・独創性が発揮されるような柔軟かつ競争的な研究環境を作ることが重要であるので、このような観点から、研究者に自己評価をさせるとともに、理事長自らが、研究者に対して個人面接を行う等の方法により、常勤研究者個人に対する適切かつ公正な評価を行っている。また、任期付の研究員については、任期終了時に任用期間中の実績評価を行い、その結果をその後の採用等に反映させる。さらに、特別研究員に関しても、年度毎の個人評価を行うこととしている。

なお、事務職員についても自己評価をさせるとともに、個人面接を行い、直近上司と総括上司との段階評価を実施することとしている。

## **オ 評価基準の見直し**

研究業務評価については、平成 15 年度の実施結果及び外部評価委員会等による評価結果を踏まえて、内部評価委員会において、評価基準の再検討を行うこととしている。また、評価そのものが、評価される側と評価する側の双方にとって、過剰な作業負担とならないよう、研究業績等のデータベース化等により、評価作業の効率化及びシステム化を図ることとしている。

## **カ 評価結果の反映**

平成 15 年度における研究業務等に対する評価結果については、予算、研究スペースの配分及び人員（特別研究員等）の配置を見直す際に、考慮するものとする。また、任期付研究員については、任用期間中の業務実績や研究業績に関する評価結果を、常勤職員への採用等の判断のために活用することとしている。

# **（３）業務運営の効率化に伴う経費節減**

## **ア 経費の節減**

### **（ア）経費の節減**

機関誌「健康・栄養ニュース」及び研究所セミナー開催にかかるポスターなどを、PDF ファイルとして電子メールを介して発行することにより印刷及び発送に伴う経費の削減に努めることとしている。

また、前年度に引き続き、所内における文書の配布及び業務処理等についても、電子メールを日常的に最大限活用し、ペーパーレス化による消耗品費等の削減に努めることとしている。

### **（イ）業務への適切な人員を含む資源の配分**

中期計画の予算の執行にあたり、研究業務等の進捗状況を的確に把握し、各業務への適切な資源配分を行うこととしている。

なお、平成 16 年度上半期終了時に、研究所全体の研究業務の進捗状況に応じた予算の配分の見直し等を行うこととしている。

既に、組織再編等により、業務ごとに適切な人員配置を行っているところであるが、緊急に新たな業務が生じた場合等には、必要に応じて、再度

の組織再編やプロジェクトチームの編成等により対応することとしている。

また、特別研究員の採用及び研究費は、運営費交付金又は研究所が外部から獲得した運営費交付金以外の競争的資金を財源としているが、業務の量、重要性及び評価結果等を考慮し、理事長の判断で、再配分を行うこととする。

#### **(ウ) 予算の効率的な執行**

前年度に引き続き、物品の購入等の手続き及び経理を、事務部が一括して行うこととするほか、管理及び効率的な使用等、予算の効率的な執行を行うこととしている。

#### **(エ) 外部委託等の推進**

限られた役職員で効率的に業務を行っていくため、研究所の業務を外部委託する場合には、研究所が直接実施する場合との人件費を含めた総コストの適正な比較、委託先の選定に当たっての競争的条件の付与の有無、特定の委託先との契約の継続状況、委託業務の成果の状況等を斟酌したうえで、外部委託等が適当なものについては、積極的に委託する等、業務の効率化を図ることとしている。

### **イ 運営費交付金以外の収入の確保**

運営費交付金以外の収入は、研究業務のより一層の充実のための財源となるものであることから、前年度に引き続き運営費交付金以外の自己収入の確保に努め、経営基盤の安定を図るため、国及び民間等の多様な機関が交付する補助金等の競争的資金の獲得に向けて、運営費交付金を充当する業務との人的・時間的なバランスに考慮しつつ、積極的に応募するとともに、外部からの調査研究事業等の受託等も積極的に行うこととしている。

なお、平成16年度における運営費交付金以外の収入の獲得目標は、これまでの実績を踏まえ、200百万円とする。

また、運営費交付金以外の収入の確保を図るため、あらゆる機会をとらえて、研究所の研究業務等の広報活動に努める。具体的には、次のような取り組みを行うこととしている。

#### **第3回産学官連携推進会議への出席**

平成16年6月19日(土)及び20日(日)に京都市で開催される政府主催の第3回産学官連携推進会議に出席し、研究所の存在をより多くの人に認識してもらうため、ブースを出展し、広報活動を行うこととしている。

#### **パンフレットの改訂**

平成15年度に、パンフレットの見直・変更を行ったところであるが、平成16年度から新たに寄附研究部が創設されることに伴い変更を行う必要があり、新しいパンフレットに変更することとしている。

#### **機関誌「健康・栄養ニュース」の発行**

研究所に関する情報を発信するため、機関誌「健康・栄養ニュース」を前年度に引き続き、定期的に年4回(6月、9月、12月、3月)発行することとしている。

#### **民間企業との交流**

共同研究及び受託研究の促進を図るために、健康・栄養分野の民間企業等で構成される団体との意見交換会を開催する。また、研究所のホームページ上に、研究員が取り組んできた研究テーマを、民間企業が関心を持つ内容とスタイルで編

集して掲示し、随時、問い合わせをメール等で受けられるシステムを推進することとしている。

#### 寄附研究部の設立

平成16年4月から民間からの寄附による研究部を設立し、運営費交付金以外の収入を確保し、社会的ニーズ等に迅速に対応するとともに産学官連携を推進することとしている。

## 2 効率的な研究施設及び研究設備の利用

### (1) 効率的な研究施設及び研究設備の利用

他機関との共同研究や受託研究において、双方の研究施設・設備の稼働状況に応じた共同利用の推進を図るとともに、研究体制の規模、研究の成果等に見合ったスペースの再配分等により、研究資源の有効活用を図ることとしている。

### (2) 研究施設・設備の利用等の推進

平成16年3月に策定した「独立行政法人国立健康・栄養研究所設備等利用規程」をホームページ等に公開し、従前から行っていた「共同研究」での利用に加え一般の者にも開放することで、研究所の設備等の効率的な利用に努めることとしている。

## 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 社会的ニーズの把握

社会的ニーズを把握するために、健康・栄養に関連する諸団体（4団体程度との意見交換会等を引き続き実施する。「栄養・食生活」、「食品」、「運動・健康づくり」及び「医学関係（特に生活習慣病等の予防医学領域）」の4つの分野をカバーしながら、関係学会、研究機関、大学、職能団体、関連法人、市民団体及び民間企業等の区分についても併せて留意し、バランスよく選定することとしている。

特に、当研究所は国民生活に密着した分野を対象としており、国民にその成果を還元する重要性が高いことから、現場に近い人々（利用者等）から、具体的なニーズやサービスの満足度等についての意見の把握に努めることとしている。

なお、これまでに意見交換等を実施した団体等とは、その後、個々具体的な事項について協力を行っているところであり、継続的な連携・協力関係を維持するために、引き続き、実務者レベルでの意見交換等を行うこととしている。

意見交換を受けて、研究所の調査研究等への反映に努めることとしている。

### 2 行政ニーズ及び社会的ニーズに沿った調査及び研究の実施

#### (1) 重点調査研究業務

##### ア 国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究

日本人の食事摂取基準(栄養所要量)の改定に資するため、エネルギー代謝に関する研究等、次の調査及び研究を実施することとしている。

(ア) ヒューマンカロリーメータによるヒトのエネルギー消費量に関する正確な測定データの解析、収集を行うこととしている。

(イ) 二重標識水によるエネルギー消費量の測定及び日常生活における身体活動

レベルの評価方法の検討を平成 15 年度から引き続き行い（約200名の20～60歳代男女のデータの収集）、日本人の栄養所要量（食事摂取基準）におけるエネルギー所要量に反映させることとしている。

## **イ 国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究**

健康増進法に基づく国民健康・栄養調査のより一層の効率化とデータの有効活用に資するため、栄養調査の高度化システムの開発等、次の調査及び研究を実施することとしている。

- (ア) 健康・栄養調査データの高度集計・解析システムのアップデート
- (イ) 新しい食品に適時対応するための食品データベースの構築
- (ウ) 健康・栄養調査結果データの活用のためのデータベースのアップデート
- (エ) 国民健康・栄養調査の効率化及び標準化に関する検討

これらのうち、特に国民健康・栄養調査の効率化及び標準化について重点的に対応するため、関連資料の作成、管理栄養士等を対象とした講習会の開催、ホームページ等を介した情報提供を行うこととしている。

## **ウ 食品についての栄養生理学上の調査及び研究**

保健機能食品の規格基準の策定等に資するために、いわゆる健康食品及び栄養補助食品中の食品成分の生理的有効性及び安全性に関して、その評価方法や適正な摂取基準等の検討も含めて、次の調査及び研究を行うこととしている。

- (ア) 食品成分の健康影響に関する評価方法の検討
- (イ) 食品成分の生理的有効性に関する評価
- (ウ) 国内の規格基準の策定・改定等、食品保健行政施策に資する基礎資料の作成

## **(2) 基盤的研究業務**

将来生じる可能性のある研究課題にも迅速かつ的確に対応することができるよう、研究能力を継続的に充実させるため、次に掲げる基盤的な調査及び研究を実施することとしている。

### **ア 次に掲げる健康及び栄養に関する独創的な調査及び研究又は萌芽的な調査及び研究**

- (ア) 運動、身体活動量の質的・量的評価及びその健康影響に関する研究
- (イ) ヒトを対象とした栄養学的試験、新しい食品素材の開発等の食品科学的研究
- (ウ) 代謝異常等の機序及び予防法に関する研究

なお、研究課題は所内公募とし、外部の専門家を含めた評価委員会を設け競争的、かつ適正に課題の選定を行うこととしている。

## **イ 生活習慣病予防に関する調査及び研究**

生活習慣の改善を介した生活習慣病の予防対策に資するため、個々人の食生活・運動・休養等の生活習慣の改善を支援する自己学習システムの研究開発を行うこととしている。

## **ウ 健康及び栄養に係る科学技術に関する情報、国内外の規格基準その他の資料等の調査及び研究**

国及び地域レベルでの「健康日本21」計画の推進等に資するため、生活習慣病対策及び関連する調査研究、「健康日本21」地方計画に関する情報をデータベース化しウェブ上で公開することとしている。さらに、健康・栄養に関わる国内外の情報をデータベース化し、一般国民及び関連職種が幅広く活用で

きるよう公開することとしている。

## **エ 食品中の栄養成分の生体利用性の評価に関する調査及び研究**

いわゆるサプリメントを含めた栄養機能食品等に含まれる栄養成分の生体利用性の評価手法を確立するために、ビタミンE及び関連する結合タンパク等に関して、主に分子生物学的手法を用いた解析を行うこととしている。

## **オ 健康食品等の安全性情報ネットワーク構築**

いわゆる健康食品による健康危害の防止、保健機能食品等の適切な利用、健全な食生活の推進に資するために、研究所のホームページ等を窓口として、食品・食品成分、健康障害を起こす健康食品、その他の食品・食生活に関する問題と対策等に関する情報をネットワークとして共有・提供し、それらを踏まえて健康食品の有効性・安全性に関する調査等を行うこととしている。本年度は、情報の追加、更新並びにシステムの修正作業等を中心に行うこととしている。

## **カ 生活習慣病関連遺伝子解析**

肥満、高血圧、糖尿病及び高脂血症に対するより効果的な予防方策を検討するための基礎データを得ることを目的として、これらの疾病との関連性が示唆される遺伝子マーカーと食事・運動、その他の生活習慣要因の交互作用を解析することとしている。

## **(3) 健康増進法の規定に基づく業務**

健康増進法に基づく業務の実施に際しては、厚生労働省所管課と定期的な連絡・調整を行い、業務を的確に実施し、その結果を迅速に報告することとする。

また、業務の迅速化のために、技術支援者を適切に配置することとしている。

## **ア 国民健康・栄養調査の集計事務**

平成15年11月実施の国民健康・栄養調査の集計事務に関しては、前年までの国民栄養調査と比べて調査項目が大幅に増えた(特定保健用食品、栄養機能食品などへの新たな対応及び「食生活状況調査」から「生活習慣調査」への切り替えに伴う項目数の倍増)ことから、その増加分に対して行う作業の効率化を図り、必要とする期間の短縮に努めることとする。今回の調査から、厚生労働省において「国民健康・栄養調査企画解析検討会」が設けられたことから、この検討会においてデータの最終的な解析及びとりまとめが円滑に行われるよう、必要な対応を行うこととしている。

## **イ 特別用途表示の許可等に係る試験及び収去食品の試験**

特別用途表示の許可等を厚生労働省が行うにあたって、申請者の申請に基づく試験業務を的確に実施し、検体の受理から試験結果報告までの処理期間の短縮化に努めることとしている。また、特別用途表示の許可等に係る試験については、平成16年2月に厚生労働省医薬食品局食品安全基準審査課新開発食品保健対策室長名で発出された「登録試験機関における許可試験の業務管理について」に準拠し、許可試験の信頼性を確保するため、当研究所の業務管理を適正に行うこととしている。

なお、試験検査用機器については、有効活用と計画的整備を行い、食品試験業務の適正かつ効率的な実施のための環境を整備することとしている。

#### **(4) 行政課題への適切な対応**

厚生労働行政における課題、特に栄養所要量の改定、「健康日本21」推進のための地域栄養計画策定に関して、担当リーダーを中心に、重点的な対応を行うこととしている。

栄養所要量（食事摂取基準）については、第7次改定として発表された事項に関して、様々な場における適切かつ有効な活用を図るために、「活用のためのマニュアル」（仮称）の作成や、管理栄養士等を対象とした研修会等を開催することとしている。

また、市町村等における地域栄養計画の策定及び実施を支援するために、栄養調査、計画策定等に関して必要な情報の提供や技術の支援等を行う。さらに、子どもの食育、老人保健事業等における生活習慣病対策、保健機能食品制度及び食品安全対策等、当研究所と関連が強い課題について、必要な対応を行っていくこととしている。

#### **(5) 職員の資質の向上**

行政ニーズ及び社会的ニーズに対応した研究を遂行することができるよう重点調査研究及び基盤的研究等の実施状況の所内報告会を、平成16年12月頃及び平成17年2月頃実施することとしている。

また、研究所外において、種々の学会や研修等への職員の参加等により、職員の業務遂行能力の向上を図るとともに、研究職員が自ら発表する所内セミナーを、月2回程度開催することとしている。

なお、同セミナーにおいて、必ず年に1人1回は、発表するものとしている。

### **3 「独立行政法人国立健康・栄養研究所認定栄養情報担当者（NR）」の認定**

健康及び栄養関係の機関が行う、特定保健用食品やその他のいわゆる健康食品に対し、国民に正しい知識を提供し、身近で気軽に相談できる人材の養成に協力するため、平成14年度に創設した、「独立行政法人国立健康・栄養研究所認定栄養情報担当者（NR）」制度に基づき、平成16年5月に「第1回栄養情報担当者認定試験」を、平成16年11月に「第2回栄養情報担当者認定試験受験資格確認試験」を東京及び大阪で実施することとしている。

## **4 外部評価の実施及び評価結果の公表**

各研究課題における研究計画、研究の進展度、研究目標の達成度等を的確に評価し、適切な研究業務を推進するため、外部の専門家、有識者による外部評価委員会を設置しているところであるが、同委員会において、研究課題に応じて、事前、事後評価を実施し、評価結果を研究業務に反映させることとしている。

平成16年度計画の事前評価については、事業年度開始前の平成16年3月26日（金）に、委員会を開催し、評価を受けたところであり、事後評価については、事業年度終了後に、また平成15年度の事後評価については、平成16年5月末日に、それぞれ委員会を開催し、評価を受けることとしている。

平成17年度計画の事前評価については、平成17年3月に、外部評価委員会を開催し、委員会の評価を受けることとしている。

また、研究所外部評価委員会、厚生労働省独立行政法人評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会の評価結果等については、研究所の業務運営（研究業務については、課題の継続、拡大又は縮小、中止等）、予算、人事等に適切に反映させることとしている。

外部評価の結果及び研究への反映内容については、研究所ホームページ等におい

て公表することとしている。

## 5 成果の積極的な普及及び活用

研究の成果及びそれを踏まえた的確な最新情報について、行政、教育機関、関係団体、地域社会等を通じて広く国民に提供し、研究成果の普及及び活用を促進するため、研究所内における情報発信体制を整備するとともに、情報の管理に留意しつつ、多様な手段を用いて情報の発信を行うこととしている。

具体的には、次の取り組みを行うこととしている。

なお、一般公開セミナー等を開催する場合には、来場者に、アンケートを依頼し、具体的なニーズやサービスの満足度等についての意見の把握に努め、次の一般公開セミナー等に反映させることとしている。

### (1) 学会発表等の促進

#### ア 学会・学術誌等における発表

引き続き、研究課題ごとに、研究の進行状況を把握し、国内外の学会等における研究成果の発表及び医学・栄養学関連の学術誌への掲載数を、それぞれ100回(=2.5回/人〔常勤研究職〕)以上、50報(=1.25回/〔常勤研究職〕)以上となるよう、研究成果の発表を促進することとしている。

#### イ 「研究所公開業務報告会」の開催、「年報」の発行

研究所の業務内容、主要な研究成果及び関連情報等を発表する「研究所公開業務報告会」を1回開催するほか、「年報」を発行することとしている。

「研究所公開業務報告会」については、平成17年2月に、東京都内において、開催予定の研究所主催一般講演会に併せて開催することとし、食品保健機能研究系の業務報告を中心に行うこととしている。

また、「年報」については、平成16年度の「年報」を発行するが、より一層の電子化と英文化を図り、ホームページを介して国内外の研究者に広く参照されるようにすることとしている。

### (2) インターネット及び機関誌等による調査及び研究の成果等に関する情報の発信

#### ア インターネットの活用

研究成果については、広く国民に伝えるため、原則としてその全数をデータベース化し、その概要をホームページにおいて公開するよう努めることとしている。

学会、メディアに対する発表だけでなく、インターネットによる直接的で、かつ、わかりやすい情報提供をするため、個人対応のデータベースとして、引き続き、「Q & A コーナー」を充実させることとしている。

なお、主要な研究課題の成果については、前年度に引き続き、その概要を公開するよう努めることとしている。

#### イ 機関誌「健康・栄養ニュース」の発行

研究成果をわかりやすく解説した記事を掲載する等、研究所に関する情報を発信するため、機関誌「健康・栄養ニュース」を発行することとしている。

前年度に引き続き、年4回(6月、9月、12月、3月)発行するものとし、都道府県、保健所設置市、特別区、保健所、健康・栄養関連の試験研究機関及び大学等に配布するほか、希望者には、メールマガジンとして配信するとともに、ホームページにも掲載することとしている。

### (3) 講演会等の開催

当研究所において実施する調査研究は、国民生活に密着した分野を対象としており、その成果を一般の人々に対して、直接的または健康・栄養関連職種等を介して伝えることは重要であることから、その充実を図ることとしている。

具体的には、次の取り組みを行うこととしている。

#### **ア 講演会の開催**

研究成果等の普及を目的として、健康・栄養関連職種を含めた幅広い領域の人々を対象として、研究所主催（研究所が開催経費の大部分を負担したり、準備等の大部分を担当する場合を含む。）、共催又は後援等による公開講演会を開催することとしている。

このうち、少なくとも2回は、研究所が主催して実施することとしている。本年度は、健康増進法の施行後1年を経過し、その法律に基づいて実施されている特定集団給食や国民健康・栄養調査等に関する技術的な事項や、平成17年度より使用が開始される第7次改定の栄養所要量（食事摂取基準）に関して、管理栄養士等の専門職種を対象とした講習等のニーズが特に高くなっていることから、関連学会・団体、地方自治体等と連携し、地方での開催も含めて研究所が主催する講演会等を5回程度開催することとしている。

### **イ 研究所の一般公開等**

#### **（ア）研究所の一般公開**

研究所の一般公開については、科学技術週間に合わせて実施する。

なお、来場者の増加を図るため、機関誌「健康・栄養ニュース」及びホームページにより広報を行うこととしている。

#### **（イ）中学校等からの見学の対応**

「総合的な学習の時間」の創設により、これまでも、中学校及び高等学校からの見学依頼が多数あり、対応しているところであるが、中学校等の見学は、一般公開としての役割も果たすものであることから、引き続き、適切に対応することとしている。

#### **（ウ）電話及びメールによる相談への対応**

電話及びメールによる相談も多数あり、社会的ニーズへの対応や調査研究成果を一般の人々に直接伝える観点から、重要なものであるので、国民の期待に応えるよう、引き続き、適切に対応することとしている。

#### **（４）図書等の出版**

研究成果の普及等を目的として、一般国民及び健康・栄養関係職種等向け図書等の出版を行うこととしている。

#### **（５）知的財産権の取得及び活用**

当研究所の研究成果の社会的な活用という観点から、平成16年3月に、「独立行政法人国立健康・栄養研究所知的財産に関する権利等取扱規程」を策定し、研究成果が埋没することのないよう、知的財産権化すべきものについては、漏れなく特許、実用新案等の出願を行うとともに、研究成果を広く産業界に普及させるため、産業界からの技術相談、特許実施に伴う技術移転を行うこととしている。

また、必要に応じて、研究所のホームページ等による広報を行い、当該特許権等

の実施を促進することとしている。

なお、知的財産権の取得及び活用については、政府として、取り組んでいるところであるので、これらの動向を踏まえて、的確に対応するものとするとしている。

## **6 国内外の健康又は栄養に関する機関との協力の推進**

### **(1) 若手研究者等の育成等**

#### **ア 若手研究者等の育成**

研究所は、健康・栄養の分野における中核的機関として、国内外の研究の振興に貢献する観点から、国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、研究所特別研究員制度を活用するとともに、大学院生及び他機関に所属する研修生等を受け入れることとしている。また、求めに応じて研究所の研究員による他機関の若手研究者への支援・指導を行うこととしている。

#### **イ 連携大学・大学院における教育・研究**

健康・栄養分野において、より資質の高い人材を育成するため、お茶の水女子大学・大学院と連携し、学生及び大学院生を受入れるとともに、客員教授として、研究所職員を大学・大学院に派遣することとしている。

#### **ウ 専門知識及び能力を有する人材の養成への協力**

これまでに、研究所が蓄積した知見を健康及び栄養関係の機関からの求めに応じて、職員等の資質の向上等を目的に開催する講習会等の企画及び講習会への講師の派遣等に努めることとしている。

### **(2) 研究協力等の推進**

#### **ア 共同研究等**

研究所がこれまで行ってきた産学共同研究を継続するとともに、他の研究機関、大学、民間企業等との共同研究や受託研究を積極的に推進することとしている。

#### **イ 研究員の派遣及び受入れ**

国内外の大学、他の研究機関等との研究協力を推進し、他機関の研究者の受入れ及び研究所の研究者の派遣を行うこととしている。また、国、地方公共団体及び国際機関等の求めに応じ、専門的立場からの指導・助言を行うために職員の派遣を行うこととしている。

研究所の職員の派遣については、これまでも共同研究等のために、大学や他の研究機関等における若手研究者の指導を行ってきており、それらを継続的に行うとともに、大学院の特別講義等を通じて、若手研究者の育成等に、より一層努めるものとするとしている。

#### **ウ 国際協力**

研究所として、できる限りの国際貢献を行うため、アジア諸国等との間で、栄養調査、栄養改善及び健康づくり等に関する共同研究を推進するとともに、国際機関（WHO（世界保健機関）、FAO（国際連合食糧農業機関）等との連携の強化を図ることとしている。

具体的に取り組むべき業務は、次のとおりとする。

**(ア) 国際機関が行う諸活動等への対応**

WHO、FAO等が行う諸活動に対応するため、引き続き、必要に応じて、関係国際会議等に職員を派遣することとしている。

**(イ) 研修生の受け入れ**

研究交流を推進する観点から、アジア諸国の栄養研究所等からの研修生を受け入れるため、平成15年度には、「若手外国人研究者招へい事業」の制度を創設し、平成16年度においては、若干名を受け入れることとしている。

**(ウ) 研究支援体制の確立**

国際機関及び諸外国等からの人材派遣要請に対し、人材の養成及び適切な人材を派遣し、サポートする体制を構築することとしている。

**(エ) 情報発信事業**

機関誌「健康・栄養ニュース」の英語版を作成し、ホームページに掲載することとしている。

**7 情報の公開**

独立行政法人等情報公開法が、平成14年10月1日に施行されたが、同法の目的である、国民に対する説明責任を全うするため、また研究所の運営全般について明らかにできるようにするため、引き続き、公開可能な情報については、ホームページ等による公開を行っていく等、法の円滑な施行に努めることとしている。

なお、平成16年6月1日より、新たに、平成15年度中に取得又は作成し法人文書についても公開できるように、同法に基づき作成している「法人文書ファイル管理簿」の更新を行うこととしている。

**第3 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画**

**1 予算**

別紙1のとおり。

**2 収支計画**

別紙2のとおり。

**3 資金計画**

別紙3のとおり。

**第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項**

**1 施設及び設備に関する計画**

別紙4のとおり。

**2 職員の人事に関する計画**

別紙5のとおり。

**第 5 平成 1 5 年度独立行政法人国立健康・栄養研究所行事等予定表**  
別紙 6 のとおり。

別紙 4

平成 1 6 年度 施設及び設備に関する計画

| 施設・設備の内容 | 予定額(百万円) | 財源 |
|----------|----------|----|
| なし       |          |    |

## 別紙 5

### 職員の人事に関する計画

#### 1 方針

高い専門性を有する研究者の公募による選考採用、任期付研究員の任用、大学との併任等により、資質の高い人材を幅広く登用するための工夫をすることとしている。  
また、業務運営の効率化、定型業務の外部委託化の推進などにより、人員の抑制を図ることとしている。

#### 2 人員に係る指標

( 1 ) 役員 4 名

理 事 長 1 名

理 事 1 名

監 事 2 名 ( 非常勤 )

( 2 ) 常勤職員 5 1 名

研 究 職 3 9 名 ( うち 1 名併任 )

事 務 職 1 2 名

#### 3 平成 1 6 年度の人件費総額見込み

5 3 0 百万円

## 平成 1 6 年度独立行政法人国立健康・栄養研究所行事等予定表

|                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 1 6 年                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 4 月<br>1 4 日 (水)                                                                           | ○ 研究所一般公開                                                                                                                                                                                                                                        |
| 5 月<br>-<br>3 0 日 (日)                                                                      | ○ 外部評価委員会<br>○ 第 1 回独立行政法人国立健康・栄養研究所栄養情報担当者認定試験実施                                                                                                                                                                                                |
| 6 月<br>1 日 (月)<br><br>1 9 日 (土)<br>~ 2 0 日 (日)<br><br>-<br><br>1 5 日 (水)<br><br>-<br><br>- | ○ 「文書ファイル管理簿」の更新・公開<br>○ 第 3 回産学官連携推進会議 (政府主催：京都市)<br><br>○ 第 1 回独立行政法人国立健康・栄養研究所栄養情報担当者認定試験合格者発表<br><br>○ 「健康・栄養ニュース」(第 8 号)の発行<br><br>○ 独立行政法人国立健康・栄養研究所認定栄養情報担当者認定委員会<br><br>○ 平成 1 5 年度業務実績報告を厚生労働省独立行政法人評価委員会に、平成 1 5 年度財務諸表等を厚生労働大臣にそれぞれ提出 |
| 8 月<br>2 5 日 (月)                                                                           | ○ 第 1 回独立行政法人国立健康・栄養研究所認定栄養情報担当者認定試験受験資格確認試験実施要綱の公表                                                                                                                                                                                              |

|                              |                                                                                                                                                                 |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>9月</p> <p>15日(水)</p>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「健康・栄養ニュース」(第9号)の発行</li> </ul>                                                                                         |
| <p>10月</p>                   |                                                                                                                                                                 |
| <p>11月</p> <p>-</p> <p>-</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 独立行政法人国立健康・栄養研究所認定栄養情報担当者認定委員会</li> <li>○ 第1回独立行政法人国立健康・栄養研究所認定栄養情報担当者認定試験受験資格確認試験</li> </ul>                          |
| <p>12月</p> <p>-</p> <p>-</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「健康・栄養ニュース」(第10号)の発行</li> <li>○ 第1回独立行政法人国立健康・栄養研究所認定栄養情報担当者認定試験受験資格確認試験合格発表</li> <li>○ 外国人研究者招へい者審査・招へい者発表</li> </ul> |
| <p>平成16年</p>                 |                                                                                                                                                                 |
| <p>1月</p> <p>-</p>           |                                                                                                                                                                 |

|                                    |                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2月<br><br>25日(水)<br><br>-<br><br>- | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第2回独立行政法人国立健康・栄養研究所認定栄養情報担当者認定試験実施要綱の公表</li> <li>○ 独立行政法人国立健康・栄養研究所指定栄養情報担当者養成講座の指定</li> <li>○ 第6回研究所主催一般公開セミナー兼第3回研究所公開業務報告会(東京都)</li> </ul> |
| 3月<br><br>-<br><br>-<br><br>-      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外部評価委員会</li> <li>○ 「健康・栄養ニュース」(第11号)の発行</li> <li>○ 平成17年度計画を厚生労働大臣へ提出</li> </ul>                                                              |
| 4月                                 |                                                                                                                                                                                        |
| 5月<br><br>-<br><br>-               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外部評価委員会</li> <li>○ 第2回独立行政法人国立健康・栄養研究所認定栄養情報担当者認定試験</li> </ul>                                                                                |

部長会議は8月を除く毎月第2木曜日に開催する。  
栄研セミナーは原則、毎月第1及び第3月曜日に開催する。

実施日については、諸般の都合により変動があり得る。

## 別紙 1

## 平成 16 年度計画の予算

(単位：百万円)

| 区 別                      | 金 額   |
|--------------------------|-------|
| 収入                       |       |
| 運営費交付金                   | 803   |
| 手数料収入                    | 15    |
| 受託収入                     | 150   |
| 栄養情報担当者事業収入              | 36    |
| 計                        | 1,004 |
| 支出                       |       |
| 人件費                      | 530   |
| うち 基本給等                  | 530   |
| 退職手当                     | 0     |
| 一般管理費（光熱水料、移転検討費等）       | 96    |
| 業務経費                     | 145   |
| うち 重点調査研究業務              |       |
| 中期計画推進研究業務費              | 59    |
| （国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究） |       |
| ・ エネルギー代謝研究費             | (22)  |
| （国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究）  |       |
| ・ 国民健康・栄養調査高度化システム研究費    | (16)  |
| （食品についての栄養生理学上の調査及び研究）   |       |
| ・ 食品成分健康影響評価研究費          | (20)  |
| 基盤的研究                    |       |
| 創造的特別基礎奨励研究費             | 28    |
| 特別研究費「生活習慣病予防に関する研究」     | 6     |
| 健康科学情報研究費                | 17    |
| 栄養成分生体利用性評価技術研究費         | 14    |
| 健康増進法の規定に基づく業務           |       |
| 国民健康・栄養調査業務費             | 2     |
| 食品収去試験等業務費               | 17    |
| その他事業経費                  | 31    |
| 国際産学共同研究センター経費           | 7     |
| 健康食品安全情報ネット経費            | 4     |
| 研究所セミナー経費                | 4     |
| 生活習慣病関連遺伝子解析事業経費         | 14    |
| 受託経費                     | 201   |
| 特別用途食品表示許可試験費            | 15    |
| 受託研究費                    | 150   |
| 栄養情報担当者事業経費              | 36    |
| 計                        | 1,004 |

別紙 2  
平成 1 6 年度収支計画

( 単位：百万円 )

| 区 別                        | 金 額   |
|----------------------------|-------|
| 費用の部                       | 1,004 |
| 経常費用                       | 530   |
| 人件費                        | 530   |
| うち 基本給等                    | 530   |
| 退職手当                       | 0     |
| 一般管理費                      | 96    |
| 業務経費                       | 145   |
| うち 重点調査研究業務                |       |
| 中期計画推進研究業務費                | 59    |
| ( 国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究 ) |       |
| ・エネルギー代謝研究費                | (22)  |
| ( 国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究 )  |       |
| ・国民健康・栄養調査高度化システム研究費       | (16)  |
| ( 食品についての栄養生理学上の調査及び研究 )   |       |
| ・食品成分健康影響評価研究費             | (20)  |
| 基盤的研究                      | 28    |
| 創造的特別基礎奨励研究費               | 6     |
| 特別研究費「生活習慣病予防に関する研究」       | 17    |
| 健康科学情報研究費                  | 14    |
| 栄養成分生体利用性評価技術研究費           |       |
| 健康増進法の規定に基づく業務             |       |
| 国民健康・栄養調査業務費               | 2     |
| 食品収去試験等業務費                 | 17    |
| その他事業経費                    | 31    |
| 国際産学共同研究センター経費             | 7     |
| 健康食品安全情報ネット経費              | 4     |
| 研究所セミナー経費                  | 4     |
| 生活習慣病関連遺伝子解析事業経費           | 14    |
| 受託経費                       | 201   |
| 特別用途食品表示許可試験費              | 15    |
| 受託研究費                      | 150   |
| 栄養情報担当者事業経費                | 36    |
| 減価償却費                      |       |
| 収益の部                       | 1,004 |
| 運営費交付金収益                   | 803   |
| 手数料収入                      | 15    |
| 受託収入                       | 150   |
| 栄養情報担当者事業収入                | 36    |
| 資産見返物品受贈額戻入                | -     |
| 資産見返運営費交付金戻入               | -     |
| 純利益                        | -     |
| 目的積立金取崩額                   | -     |
| 総利益                        | -     |

〔注記〕当法人における退職手当については、役員退職手当支給基準及び国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）に基づいて支給することとなるが、その全額について運営費交付金を財源とするものと想定している。

別紙 3  
平成 1 6 年度資金計画

(単位：百万円)

| 区 別             | 金 額   |
|-----------------|-------|
| 資金支出            | 1,004 |
| 業務活動による支出       | 1,004 |
| 投資活動による支出       | 0     |
| 次期中期目標の期間への繰越金  | 0     |
| 資金収入            | 1,004 |
| 業務活動による収入       | 1,004 |
| 運営費交付金による収入     | 803   |
| 手数料収入           | 15    |
| 受託収入            | 150   |
| 栄養情報担当者事業収入     | 36    |
| 前期中期目標の期間よりの繰越金 | 0     |